

あり、此の節腹中に卵あり。又此の時を捕獲の期とす。その漁具はざる或はタモ網を用ゆ。明治十八年の収獲は二斗樽にて五百樽（一樽は五〇〇尾）、而れども未だ販路開けず唯あづり干して産地に於て食用となすに過ぎず」

染退川のうなぎ
「土人この魚を「モクリベ」と云う。通常捕獲する処大なるは二〇〇匁、小なるは十匁、就中多きは九十匁位のものとする。この魚静内郡以東浦河郡に至る間各所に産すれども、静内郡染退川の古川を引て多しとす。漁期は四月下旬より九月の間とし、漁具は罾縄で夜間之を用いて釣る。たらを釣る配縄の如し、また鉤を用ゆ、抑々この魚は明治五年五月鈴木某置縄を以て五尾のうなぎを獲しを以てはじめとし、その後曾根某淡路国に於て使用する鰻鉤、俗に玉蔵と云うを用いはじめ頃に漁獲を増加せり。以來年々の収獲高詳なされども、十七年十五匁目、十八年十七匁目、十九年三十二匁目の漁獲あり、而しその価格は八、九両年の頃には一匁目に付五円より六円、下つて十九年には三四五十錢より三円なりし、然れどもこの魚他国へ輸出するに至らず、唯僅かに比隣の郡村へ販売するに過ぎず」

七 開拓と伐採

明治を迎え、開拓使時代に入ると、藩政時代の林政方針を踏襲して、伐採禁令を出し、山火を厳戒して山林の保護に努めたため、農牧の発展に対応して林業は次第に発達し、開拓使末期にはその制度も整備された。けれども従来北海道の開拓は林業と相反する関係にあると考えられた。即ち北海道の開拓が全土にわたって鬱蒼たる原始林に対し斧鉞を加えられるからである、しかも最初は交通が不便であつたから、伐採された林木は利用されることがなく、おとまたもなく焼却されてしまうからさもなくば腐朽に任せていた。

ことに南部の広葉樹は流送ができなかつたため、この傾向が甚しかった。ところが開拓の進行につれ内陸交通が開発され、ことに明治十五年から全道の主要な地点に、鉄道が次第に延長されたため、物資運輸の利便が高まり、木材の需要は極度に増加し、その範圍も拡大されて、林業は著しく発達を見るようになった。特に従来捨てられた広葉樹は、鉄道枕木（特にヤチダモ）として活用の途が開かれたし、さらに日清戦争後は、オニグルミ材が小銃の台木として、ドロノキがマツチの軸木、火薬の箱としてその需要が増加したのである。

1 日高の山林

日高の山林について状況報文は次のように報じている。

「幕府支配の時は海岸の樹木を伐るを禁じ、建築材は許可を得て採らしむ。開拓使以來復た度々法令を布く、然れども、住民の増加従ひ、海岸の樹木は漸く濫伐せられ、又屢て野火の害に罹りて減少し、河岸原野の樹木は開墾のために伐採せらる。就中えりも半島は漁業の盛なりしにより、最も早く樹木の欠乏を告げり」

人口の漸増は建築材、燃料材の需要を増大させ、ことにえりものような魚族を誇る漁村においては、多量の漁具、船材、製漁用の木材及び薪材の消費が莫大で、伐採の手は伸びて濫伐となり、海岸附近の山は漁業の発達に伴い次第に荒廃していった。しかも當時の漁家は、極めて山林愛護の念が稀薄で、自生の稚樹までも伐採したに違いない。今日えりもの山野を見ると、その禿山は村人に大きな警告を発しているかのようである。

なお、漁業と森林の関係及びその程度について、明治四十二年道庁技師斎藤音作の調査によるものを参考として左記する。

「日高地方の中沿岸森林の美良なのは様似地方で、此の郡は豊漁であつた。次は浦河郡井寒台村字ピラトカリ国有林であり、延長僅かに三〇〇間の雑木林であつたが、魚付の効果大であつた。また三石郡娘布村字ベセバケより字ホロオラに至る沿岸は、昔時樹木繁茂していた時は、鯿・鰻・鮭等年々来遊し、一旦来集の時は数日間遊泳するを常としたが、明治以降、漸次伐木して草野と化と化するに従ひ、漁獲は年一年に減少し、特に明治末年に至つては、鯿・鰻は夏季流の関係により一時海岸に寄せられる事があつても、直ちに影を留めぬようになった。又鮭の如きも一旦来集しても、昔の如く休息遊泳することなく薄漁地となつた」と、

2 山林保護の布達

札幌開拓使庁は、明治四年札幌附近の有司に令して七樹種の伐採を禁じ野火については明治七年達をもつて向後嚴重に取り締まるべしと厳戒して山林保護の端緒を示し、さらに明治十年二月には、本庁において、次の如く布達して、徒らに伐彩することを禁止している。

「左記の各樹は家屋、船車、橋梁その他要用無限必用の良材にして、薪炭の用に充つべきものに非ず。追々山林規則を設け、嚴重取締致さすべく候え共、柚子は勿論銘々相心得、官林、私林の別なく、たとい伐木願済みの免許を得たる者と雖も、猥りに斬伐し薪炭

用と爲す等型く禁止候条、洩れなく一般に触示すべし。但し漁業用に限り實際差支候者は別段申出ずべし。

樹名 トドマツ、カラマツ・エゾマツ・ゴウマツ・イチイ・カツラ・ホウノキ・クルミ・ハリギリ・クリ・エンジュ（イヌイ
ンジュ）・イタヤカエデ・イシナラ（コナラ）・ヤマザクラ（エゾヤマザクラ）・クワ（ヤマクワ）・ヤチダモ

また、明治十年五月の山火取締には、山林培養保護に関する令々として、その中に、「（前略）従来の弊習にして原野に放水し、樹木の生長を妨げ、山林に延焼巨多の良材を失うの虞あり、故に今より「野火取締規則」を遵守し違犯すること勿れ」として野火を厳に取締っている。

また明治十一年十月には「森林監護条例」を定めて、全道的にこの布達に拠らしめることとし、同年十二月には「山林監守人規則」が施行され、監守人を各郡に配置した。

（北海道山林史）

このように山林の保護、取締についての各条例と通達によって、その効果を挙げることに努めた。十四年一月には「札幌本庁」は「郡役所」に対し、諭達を以て「山林係派出所」を設け、その管轄区域を全道一〇林区に分けた。日高国は第九林区で「浦河派出所」は現在の日高国七郡のほか第十林区の十勝国の七郡の山林事務をも管掌した。

3 農業移民と伐木

開拓使初期時代は、開拓使事業報告山林の部に誌されているように「本道到る所山林ならざるはなし」の状態であったけれど、土地制度の確立に伴い、大部分の土地が官有地となったので、殆んど山林は官有林として設定された。即ち明治十年に官有林は六万四千二百六十八町歩であったのに対し、民有の山林は極めて少く、以前から占有の事業が確認されていた道南と海岸の一部だけで有林地二六九四町歩、年地一、五二四町歩、合計四、二二八町歩に過ぎなかった。このように官有林が圧倒的な比重を占めていた。

明治二十九年の道庁調査による山林所有別面積表によると、民有林は一三、二〇四町歩で、渡島が大部分を占め、次いで後志、胆振、日高となっている。渡島一、四七五町、後志一、三二二町、胆振三三八町、日高八八町、

従って、大部分の土地が、移住者の容易に入手できる。しかも占有されない土地、つまり私有地に転化の可能な国有地となったことは山林が分割開放され、国有林の利用と開発によって、内地と異なった本道開拓の歴史と、植民地的な林業史をかたちづくっていたのである。

また土族授産のため旧藩主や華族に対して、大面積の土地払下げを行ない、失業土族の集団的移民による開拓事業が進められていたが、移民、入植に伴う土地処分のほとんどは官有林の分割によっていた。そしてこれらの移民は、森林の伐採を行って開拓を推進していったから、開拓当時の森林は、彼等にとってはむしろ農業開発という点で大きな邪魔物であった。農地開拓は先ず森林の伐開からはじめなければならないが、本道開拓初期における伐開状況を、若林功の「開拓秘録」によれば次の通りである。北海道山林史「開墾事業の最初は先ず伐木から始まる。移民は刀の捌き方は知っていても鋸は自由がきかず、切口はジクザグ、木の倒れる音に附近の者一同自分のことのように嬉しがつて、共声を挙げつつ集って来て、これは割合に真直ぐに伐れたな」と褒める。ジクザグでも無難に伐倒出来れば上乗で、下手な伐り方をする逃げ損して圧殺されることがあった。

こんな連中に森林の保護も樹木の利用もなにもあったものでない。彼等は唯伐木し、開墾すればよいのだった。

また、原始の森林を伐採し開墾に従事する若人の最も勇壮な娯楽として冬季雪中の伐木競争を行った部落もあった。青年選手が雪上に一列に並び、畧同一直径の巨木を伐倒する競争だ。遅速の競争もさることながら、殆んど同時に数本の巨木が相次いでバリバリと裂ける、その音が石狩の大原野の静寂を破り、次いで純白の雪が撥ね上げられること丈余、そして再び静かに煙火の垂れ柳のように落ちて来る光景は、青年の勇躍心を唆らずにはいられない。唖声期せずして起り、痛快亦開墾地独特のものであったという。或はまた、何十本かの巨木に切り目を入れ、風上の一本を伐倒するとそれが次の木を倒し、段々と波及して将棋倒しに倒して喜んだ部落もある。裂ける音と、大山が一度に倒れるかのような光景の物凄さは、見ぬ人には想像も及ばぬ壮観であった。そして彼等は木の倒木を技打ちして処々に堆積し、之に火を放って焼き払い、その跡を畝で起していった。

又、郷里では畝を持つことのない土族上りの移民も沢山いて、彼等は先ず巨木の伐倒から始めたが、官給の天王寺鋸を手にしても目立てさえ知らず、伐木法も心得ぬので、伐木には随分骨を折ったようだ。伐倒した木を枝打ちして焼き、縦横に乱れ倒れた幹の間唐鋸で起し、少しづつ畑が出来た。曾て、黒田長官が開墾状況を視察に来た時、この木は随分良い木だのうと云ったが黒田長官の材木観は良材だろうが、「開墾土族」には一番苦手であつたらしい」と、

しかも、当時は広葉樹の伐採が主であつて、これらの材木は、農業移民や漁民の自家消費用の資材として利用されるのが大部分であつた。開拓使払下げの用材の処分量は、明治十年を副して、その後は、急激に増加したが、このことは明治五年以来移民が減少の傾向をたどり、明治十年代になってデフレの影響で没落した内地の小農民と、屯田兵などが激増したことに原因している。

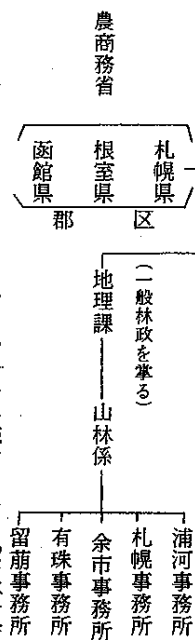
森林の伐採量を地域的に見ると、農業開発の進んでいた渡島、後志、石狩の三国が最も多く、総伐採量の六割から八割を占めていた。けれども、いまだ森林開発の段階に至らず、後年、北海道の森林開発に大きな役割を果たした三井物産の如きも、当時は主として海産物、雑穀類、硫黄などを取扱い、その傍ら僅かに木材を取扱っていたに過ぎないから、専業の木材業者はまだ存在していなかった。

4 山林管理と植栽

明治十五年二月三県一局時代に入ると、日高は札幌県に属した。同月廃藩置県の変革に際会して、山林と殖民に関する事務は農商務省の主管となった。そこで北海道事業管理局を同省内に設置して山林管理に当らせたが、行政上の問題で協調性を欠き、さらに経費の問題もからみ、本道林政は一大頓挫を来したので、政府は同年十月に至って、山林管理を三県に委ねることにした。

なお九月には、札幌県布達によって十四年一月に設けた「山林係派出所」の管轄区域の改正を行った。けれども、札幌県は十七年三月にはこれを廃し、林区事務所を置いてその管轄区域を定め、主として国有林の管理保護に当ることとしたが、これも道庁が新設された明治十九年には「山林監守人」と共に廃止となった。当時代、本道を五林区に分け浦河事務所の管轄区域は第三、四林区であった。

なお当時の北海道林政機構は左のとおりである



札幌県では翌十六年七月には、明治十一年施行された「山林看守人規則」を廃し、「山林監守人心得」を改定してこれを令達した。さらに同年八月には諸川保護の立場から木材及び薪材の流下に対し注意を喚起する布達を發した。

苗圃創設の歴史は約二百五十年の昔に遡る。これに関する日高地方の歴史を辿ると、安政三年七重に設けられた薬園に文化五年七重村農民卯之助なるものが、奥州の南部及び東蝦夷地模倣地方よりスギ、トドマツの苗木一万本を購入してこの官地に植栽したことが

開拓使事業報告に記録されている。

また明治十二年札幌官園が養成した杉苗三〇〇本を海岸の風防に供するため浦河地方に下附している。明治十八年浦河町字チノミ（現東町）に渡島国森村の千才末吉の三女で植林家で名を馳せた田中タネ（田中仙次郎妻）が苗圃を設け、マツ、スギ、キリ等の苗木を造って神社、寺院、学校及び希望者に無代で配付している。今日のチノミ稲荷神社はタネの創建にかかるが、その用地に当時の植栽と思われるマツの大樹が濃い緑を見せていた。

しかし昭和三十三年の台風で参道筋の二本の大樹は折損してしまったが、今なお残された大樹が昔を偲ばせている。

八 商業の実相

蝦夷地が開拓使の管地となり、場所請負制度は全面的に廃止となったので、蝦夷地の人達はここに漸く自由を取戻し、そして蝦夷地はもはやアイヌの居住地にとどまることなく、すべての日本人に開放されて自由に仕事のできる土地として更生した。蝦夷が北海道と改められたのも当然である。

さて、場所請負人は廃されたものの、しかし生産物の販売、日用品の仕入等については大きく不便を感じた。そしてしばらくの間は有力な商人を漁場持として、従前通り場所の仕事を担当させることにした。

しかし漁場持もやがて開拓使ならびに諸藩寺院が、広大な北海道を分治して開発を進めることになる、当然場所の事務はこれらの役人に引き渡されて行った。そして明治四年廃藩置県の号令が発せられたのでそれに伴い分治による北海道支配を全廃して、すべて開拓使に属することとなった。

明治維新までは別に商人と称するような者はなかったが、開拓使に至って用途が置かれ、商店に対しては日高の国に出店させ官民の便をはからせた。次いで行商が来るようになると、住民の中には商業を営むものなどもあって漸次発達した。

しかし各地とも住民が少く物産も多くなかった関係で、往來する船舶も少なく運輸もまた不便で、その上物価も高かったから有力な商家はなかった。

けれども幌泉は従来水産物が多いため、商業はやや早く進歩した。その後各地の移民が多くなるにつれ出入の貨物も増加し運輸の